

Be.Okinawa_Free_Wi-Fi サービス事業実施基準仕様

平成 28 年 4 月 26 日制定

平成 30 年 7 月 19 日改正

「Be.Okinawa_Free_Wi-Fi サービス事業を実施する電気通信等関係事業者の指定に関する規程」第 2 条第 1 号に規定する事業実施基準仕様は、以下のとおりとする。

- ① Be.Okinawa_Free_Wi-Fi サービス（以下「Wi-Fi サービス」という。）の SSID は「Be.Okinawa_Free_Wi-Fi」を冠すること。
- ② Wi-Fi サービスは、沖縄を訪れる国内外の観光客が無料で利用できること。
- ③ Wi-Fi サービスは、以下の要件を満たす認証システムのもとで提供されること。
 - (1) 総務省が Wi-Fi 整備に係る補助金交付の要件として定めた認証基準に対応しているほか、データの暗号化、アクセス記録の保存及び違法・有害サイトのフィルタリング等、サイバー犯罪等の防止の観点から捜査当局が求める対策に対応できること。
 - (2) 一般社団法人公衆無線 LAN 認証管理機構が策定及び管理する「公衆無線 LAN サービスの認証手続きにおいて、事業者間で連携を行う際の技術方式（Web API 方式）」であること。
 - (3) 大規模災害時等の緊急時には、認証作業（ログイン）無しで誰でも利用できること。
 - (4) Wi-Fi サービスの利用者の域内での行動等の動態が把握できる仕組みを有すること。
 - (5) サービス提供の仕組みの中では、アンケート調査や県が必要と認める緊急通知が行える機能を有するとともに、将来的な機能追加にも柔軟に対応できるシステムであること。
- ④ ③で把握される AP 毎の利用実績や利用者の域内動態等の情報は、一定程度取りまとめられた状態で県に提供できること。
- ⑤ サービス提供の仕組みの中では、県が必要と認める情報（多言語による観光情報、災害情報等）が発信できること。
- ⑥ Wi-Fi サービスの提供は、県の財政負担無しに整備・運用されるものであること。
- ⑦ Wi-Fi サービスの提供に際しての Wi-Fi 接続回線は、事業者・回線種別に制約を生じさせないこと。
- ⑧ Wi-Fi サービスを提供しようとするエリアで、既に他の無料 Wi-Fi サービスが提供されている場合は、既サービスの提供者に対して、本サービス提供の了解を得ること。
- ⑨ Wi-Fi サービスの提供から生じる一切のトラブルは、指定事業者の責任のもとで対応すること。